

## ○笛吹市水道事業給水条例施行規程

平成18年6月22日

水道事業管理規程第1号

改正 平成19年2月15日水管規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、笛吹市水道事業給水条例(平成18年笛吹市条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第9条に規定する給水装置の新設、増設又は改造の申込みは、給水装置工事申込書の提出をもって行う。

(給水の申込み)

第3条 条例第19条に規定する給水の申込みは、水道使用異動届の提出をもって行う。

(総代理人の選定届等)

第4条 条例第6条の規定による給水装置の所有者の総代理人選定の届出は、代理人選定届により行う。

(メーターの損害弁償)

第5条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又はき損したときは、メーター亡失(き損)届を水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第21条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第6条 条例第22条第1項及び第2項各号の規定による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用異動届の提出をもって行う。

(2) メーターの用途を変更しようとするときは、給水装置用途変更届の提出をもって行う。

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届の提出をもって行う。

(4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第7条 条例第24条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書の提出をもって行う。

(料金等の納入期限)

第8条 条例第27条の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納額告知書を発した日の翌日から起算して金融機関の10営業日以内、その他の納入金にあつては別に定めのない限り納額告知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による清算)

第9条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において清算することができる。

(使用水量の認定)

第10条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) メーターに異常があつたときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があつた期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、過去の使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量による。

(料金、手数料等の軽減又は免除の手続)

第11条 条例第35条の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(料金債権の放棄)

第11条の2 条例第35条の2の規定により放棄することができる料金に係る債権は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 消滅時効の起算日から5年を経過したとき。

(2) 債務者が死亡し、当該債務を相続する者が居ないとき。

(3) 債務者の住所が不明のとき。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令等の規定により、債務者が料金債務の責任を免れたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、管理者が特に料金の債権を放棄することが相当と認めたとき。

(措置命令)

第12条 条例第37条第1項の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでな

い。

(水道使用上の注意)

第13条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の管理及び自主検査)

第14条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道管理及びその管理状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 御坂町水道事業給水条例施行規程(平成10年御坂町訓令甲第1号)及び八代町水道給水条例施行規程(平成10年八代町水道事業管理規程第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日の前日までに、御坂町水道事業給水条例施行規程又は八代町水道給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年2月15日水管規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。